

[事案 2020-248] 契約無効等請求

・令和3年6月17日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年1月に契約した終身保険について、以下等の理由により、既払込保険料とそれに対する利息、および慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 募集人から所得補償保険であると説明されて加入したが、所得補償保険ではなかった。
- (2) 保険料や年金額について、自分の希望と契約内容が異なっており、募集人の説明が不十分であった。
- (3) 契約後のフォローもなく、サポートデスクでも説明できないような複雑な保険を販売する等、保険会社の対応が悪い。
- (4) 営業所の入口にスロープを設置していない等、保険会社の身体障害者に対する対応に問題がある。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書等の募集資料を用いて就労不能・介護年金の支払要件や支払額について説明しており、本契約を所得保障保険と誤認させるような説明はしていない。
- (2) 契約後のアフターサービス等の一連の対応において、当社の過失や違法行為と認められるものはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明等は認められず、募集人や保険会社に慰謝料を支払うべき不法行為があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。